

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金

背景と課題

参考資料 3 明日香村歴史的風土創造的活用事業の概要

明日香法制定と基金設置（S55）

- 国家的財産である歴史的風土を保存するため、昭和55年に明日香法が制定され、村全域の土地利用を厳しく規制
- 奈良県が作成する明日香村整備計画に基づく取組を推進するため、きめ細かな事業財源として「明日香村整備基金」を設置（国24億円、県6億円、村1億円）

交付金の創設（H12）

- 基金運用益の低下を踏まえ、「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」を創設
- 平成17、22年度には、基金運用益の更なる低下も踏まえ支援を拡充
- 令和2年度には、民間企業等との連携による地域活性化などの新たな取組を支援するため拡充

H12～ 100百万円／H17～ 110百万円／H22～ 150百万円／
H27～ 150百万円／**R2～ 160百万円**

支援内容

- 明日香法に基づき国土交通大臣が定めた「明日香村整備基本方針」を踏まえ、明日香村が作成した「明日香村歴史的風土創造的活用事業計画（R2～6年度）」に基づき、6つの事業に係る村の主体的な取組を支援。



歴史文化学習の推進

村内に点在する遺跡等を結ぶネットワーク道路の改修により、来訪者が周遊できる環境を整備。



景観の創出

住宅等について、古都保存法や明日香村景観計画に基づく意匠・形態・色彩・材質等の規制に合致させるための修景を助成。



地域産業の振興

地元の農産物を活用した特産品開発への支援など、地域活力の向上につながる地域産業の振興を推進。



国民啓発の推進

発掘成果の展示や講演会などにより、飛鳥の歴史的・文化的遺産の価値を広く国民に啓発。



観光・交流による魅力向上

NPO法人等が運営する棚田等のオーナー制度に対し、活動の周知・参加者募集等に係る経費を助成。



民間企業等との連携による地域活性化（R2～）

明日香村の自立性を高めていくため、基幹産業である農業・観光分野において今後目指すべき将来像を明確にしつつ、古民家等を活用した滞在型観光の拠点の整備など、観光・交流による魅力向上を推進。

【参考】交付金の活用事例について

明日香村歴史的風土創造的活用事業計画（第5次：令和2～6年度）に基づき、歴史文化資源の周辺環境整備（ネットワーク道路整備等）に加え、明日香にふさわしい景観の創出（オーナー制度の推進等）や観光振興（プロモーション等）、住民の生活環境の整備（空き家バンク等）など、村の保全と活用に資する幅広い用途に活用されている。



史跡周辺の除草、簡易な補修やネットワーク道路の整備



戦略的な観光プロモーション（「明日香があるさ」R4～）



空き家バンク制度の実施

▼R2年度明日香村歴史的風土創造的活用事業計画（交付金事業計画）目標とする指標一覧

指標	R6年度の目標値	現状値(R5.3末)	方針との対応
① 世界遺産関連施設の入場者数	1,000 千人/年	560千人/年	(1)～(5)
② 若年層(20～30 代)の社会増数	10 人/年	－30/年	(1)～(6)
③ 建築物等の修景件数	300 件(累計)	39 件(累計)	(2)
④ 里山整備面積	2ha/年(累計)	1.93ha/年(累計)	(2)
⑤ 農産物直売所の売上金額	450,000 千円/年	452,415千円/年	(3)
⑥ 空き家契約成立件数	50 件(累計)	39件(累計)	(3)
⑦ オーナー制度会員数	800 人/年	411人/年	(3)(4)
⑧ 村内宿泊客数	19,000 泊/年	6,401泊/年	(3)(5)(6)
⑨ 埋蔵文化財展示室入場者数	12,500 人/年	6,515人/年	(4)
⑩ 新規起業件数	40 件/年(累計)	26件/年(累計)	(5)
⑪ ボランティア活動参加者	350 人/年	130人/年	(6)



オーナー制度の推進（棚田オーナー）